

ZEH お試し体感事業 協力事業者募集要領

令和5年8月

おおさかスマートエネルギーセンター

1. はじめに

大阪府・大阪市が共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」では、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進に向け、様々な取組みを実施しています。

このたび、ハウスメーカー・工務店・建材メーカー等と連携し、ZEH の良さが気軽に体感できる事業を行い、その事例を広く情報発信することにより ZEH の良さを周知し、大阪府内での新築住宅および既築住宅における ZEH の普及推進を図るため、「ZEH お試し体感事業」（以下「本事業」といいます。）を実施することとしましたので、本事業の協力事業者を募集します。

2. 事業の概要

本事業は、府域で住宅購入・リフォームを検討している方を対象に、ZEH のお試し体感を実施するとともに、アンケート等により体感事例を取りまとめ、ZEH の良さを府民に広く情報発信するものであり、大阪府内にある ZEH 基準のモデルハウスあるいはショールーム等を有している協力が可能なハウスメーカー・工務店・建材メーカー等を募集するものです。

事業の名称	ZEH お試し体感事業
事業期間	令和5年8月30日（水）から令和9年3月31日（水） ※実施期間は、上記の間で協力事業者と大阪府との合意する期間(最低6カ月以上)
申込期間	令和5年8月30日（水）から令和8年8月31日（月）
施設の仕様	モデルハウスの場合、以下の(1)～(3)のいずれかに該当すること (1) 『ZEH』の判断基準を満たしていること (2) Nearly ZEH の判断基準を満たしていること (3) ZEH Oriented の判断基準を満たしていること 集合住宅のモデルルームの場合、以下の(1)～(4)のいずれかに該当すること (1) 『ZEH-M』の判断基準を満たしていること (2) Nearly ZEH-M の判断基準を満たしていること (3) ZEH-M Ready の判断基準を満たしていること (4) ZEH-M Oriented の判断基準を満たしていること ZEH の判断基準については、以下のとおり（資源エネルギー庁ホームページ） ※ZEH の判断基準（定量的な定義） https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html ショールーム等の場合、以下のいずれかの性能を満たす製品を体感できること。 (1) 窓の熱貫流率が $1.9\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下となるもの (2) ガラス改修※においては、ガラス中央部の熱貫流率が $1.0\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下となるもの (3) 断熱材の熱伝導率が $0.041\text{W}/\text{m}\cdot\text{K}$ 以下となるもの ※既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するもの
大阪府が実施すること	大阪府ホームページ等における本事業の広報 (1) 体感者の募集案内や協力事業者の連絡先等を掲載 (2) ZEH の良さや ZEH の宿泊および体感の感想等について掲載

<p>協力事業者が実施すること</p>	<p>体感メニュー表の作成</p> <p>(1) 断熱性能に関する ZEH の良さが体感できるメニューを 1 つ以上含んでいること (2) 体感に要する目安時間を示すこと ※ 大阪府が本事業の趣旨にそぐわないと判断した場合、修正等を求めることがあります</p> <p><体感メニュー例></p> <p>A 社 a ショールームにて、窓の断熱性能比較体感【約 30 分】 A 社 a ショールームにて、窓の断熱性能比較体感および免振体感【約 60 分】 A 社 b モデルハウスにて、ZEH モデルハウスに滞在体感【最大 120 分のうち希望時間】</p> <p>体感者の対応及び体感の実施</p> <p>(1) 体感に必要なとなる備品等の準備 (2) 体感施設に係る問合せ対応及び体感申込みの受付 (3) 体感に係る申込者との事前調整 (4) 体感施設における体感者対応（ZEH の良さの説明など） (5) 体感者に対するアンケート※の協力依頼及び回収 (6) 大阪府のリーフレット配架協力 ※大阪府で作成する様式を参考とする</p> <p>実績報告</p> <p>体感の実績および体感者へのアンケート結果について、府に報告すること</p> <p>費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体感を実施するために必要となる経費は、協力事業者が負担すること ・体感者から体感に要する費用は、請求しないこと <p>トラブル等の対応</p> <p>体感施設および備品の破損や体感者の事故等については、協力事業者と体感者の間で対処することとし、協力事業者はその体制を整えること</p> <p>個人情報の適正な管理</p> <p>協力事業者は、大阪府個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適正に管理すること</p> <p>その他</p> <p>(1) 体感の実施に際しては、各種法令を遵守すること (2) 体感者から障がいによる配慮の申し出があった場合、合理的配慮に努めること (3) 体感者募集用に、当該体感施設の写真を提供すること (4) 体感事業に関する情報発信にできる限り協力すること (5) 体感者への過度な営業活動を行わないこと</p>
	<p>協定書</p>

3. 応募資格

本事業の対象となる応募者は、次に掲げる条件をすべて満たすハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者、建材メーカー等とします。

- (1) ZEHビルダー/プランナー/デベロッパーであること。建材メーカーは、ZEHに関するHPを有していること。
- (2) 大阪府内に2に記載の「施設の仕様」を満たすモデルハウス若しくはショールーム等を有していること。
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 成年被後見人
 - (イ) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - (ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (エ) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (カ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (ク) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (9) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者でないこと。
- (10) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価を支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与

行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4. 応募手続き

協力事業者への応募手続き等は、以下のとおりです。本要領を確認の上、必要な書類を提出してください。

(1) 応募受付

(ア) 受付期間

令和 5 年 8 月 30 日（水曜日）から令和 8 年 8 月 31 日（月曜日）まで

(イ) 応募先

メールアドレス：eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ

(ウ) 提出方法

電子メールにより提出してください。

(エ) 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類等

下記の応募書類(ア)～(ウ)を提出してください。(エ)～(カ)の証明書は発行日から 3 カ月以内のものを提出してください。

(ア) ZEH お試し体感事業 協力申込書

- ・体感施設情報表および体感メニュー表（別紙 1）
- ・体感者利用規約（別紙 2）（すでに利用規約を作成されている場合は、この様式によりません）
※作成いただいた体感者利用規約は、ホームページに掲載します。
- ・誓約書（別紙 3）

(イ) ZEH ビルダー/プランナー/デベロッパー登録証の写し

建材メーカー等については、協力申込書に ZEH に関する HP の URL を記載すること。

(ウ) 施設の概要書

<共通>

- モデルハウスやショールーム等の概要が分かるもの(図面やリーフレット、ホームページの写し等)

<モデルハウス・モデルルームの場合>

- BELS 評価書又は一次エネルギー計算書
一次エネルギー計算書を提出される場合は、BELS 住宅の「ZEH」、「ゼロエネ相当」に関する表示についての一次エネルギー計算書を使用してください。

様式は、以下の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/siryu.html>

<ショールームの場合>

- 展示品の仕様書あるいはカタログ等、性能が分かるもの
 - (エ) 府税に未納がないことの証明書の写し（府の区域内に事業所を有する者）
 - (オ) 本店を管轄する都道府県税に未納がないことの証明書の写し（府の区域内に事業所を有しない者）
 - (カ) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明の写し
- (3) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
なお、応募書類は本件に係る事業者の審査のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、追加の書類を求めることがあります。
- (5) 次の各号のいずれかに該当した場合は、応募を受付けません。
(ア) 応募資格を有しない場合
(イ) 応募書類に虚偽の記載を行った場合
受付後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、受付けを取り消します。
- (6) 応募内容に変更が生じた場合は、変更協議書を提出してください。

5. 本事業に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和5年8月30日（水曜日）から令和8年8月31日（月曜日）

(2) 質問方法

(ア) 電子メールでご質問ください。

メールアドレス：eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話番号：06-6210-9254

(イ) ZEH お試し体感事業への質問であることを明記してください。

(ウ) 送付後に、必ず電話で到達の確認をお願いします。

【問合せ先】

大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ
(おおさかスマートエネルギーセンター)

担当：中辻

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

TEL 06-6210-9254

メールアドレス eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp